



朝夕は涼しくなり、時には冷え込む日もあり、秋の深まりを感じます。
気温の差が激しいこの時期に大きな行事が重なり、疲れも出てくるころでしょう。
健康には充分、ご注意ください。

旅行命令書を作る前に確認を!!

旅行命令書は出張をする前に作って、学校長の命令を受けるのが原則です。
旅行命令書を作成する前に以下のことを確認してから入力してください。



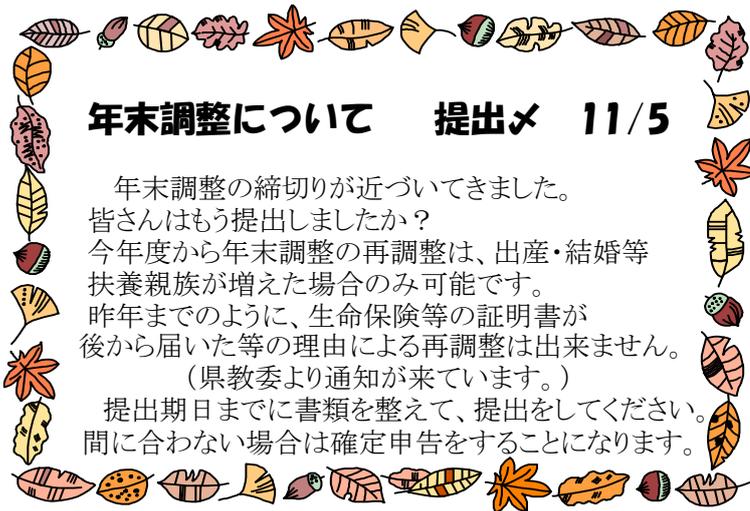
旅行命令日 …… 学校長 **不在** の日ではないか。
※他市で県教委の手当・旅費の検査で指摘されています。
用務内容 …… 開催通知等に記載されている会議等の正式名称

用務先 …… 正式な名称(例「あいあい」⇒「亀山市総合保健福祉センター」)
※共通用務先に入っていないかどうかとも確かめてください。

旅費予算コード …… 開催通知に予算コードが記入されていないか。
初任研 経験者研 総合教育センター講座
小学校 1181-22 中学校 1183-22



有料駐車場・高速道路を利用するときは、学校長に許可を得てあるか。



年末調整について 提出× 11/5

年末調整の締切りが近づいてきました。
皆さんはもう提出しましたか？
今年度から年末調整の再調整は、出産・結婚等
扶養親族が増えた場合のみ可能です。
昨年までのように、生命保険等の証明書が
後から届いた等の理由による再調整は出来ません。
(県教委より通知が来ています。)
提出期日までに書類を整えて、提出をしてください。
間に合わない場合は確定申告をすることになります。

扶養控除について

所得税法上の被扶養者の所得は38万円以下です。

給与所得(アルバイト)の場合、支払われた給与が103万円以下であれば、扶養控除の対象になります。

アルバイト等の収入に気をつけてください。



扶養控除(所得税)と扶養手当

遺族年金・障害年金・雇用保険(失業手当)・育児休業手当等は課税対象ではないので、所得税法上の扶養控除の所得とはみなしません。そのため、年末調整時の扶養控除を受けることができます。

扶養手当では、上記の遺族年金等は収入とみなします。これらの収入の合計が130万円以上であれば扶養手当の支給対象にはなりません。

上記のことから、扶養手当は支給されませんが、所得税の扶養控除の対象にはなる場合があります。

期末勤勉手当支給

12月10日支給日です

